

和歌山県海区漁場計画（新規追加分）素案

令和 7 年 8 月

和歌山県農林水産部
水産局資源管理課

番 号	漁場の位置	漁 業 種 類	漁 業 名 称	漁業時期	漁 場 の 区 域	条 件	免 許 予 定 日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	類似漁業権又は 新規漁業権の別	備 考
和区第 619号	和歌山市新 和歌浦地先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第25号 和歌山市新和歌浦、沖の蓬莱岩中央部に設置した標識 ア 基点第25号から221° - 52' 196mの点 イ 基点第25号から209° - 59' 225mの点 ウ 基点第25号から222° - 7' 346mの点 エ 基点第25号から231° - 19' 333mの点	なし	令和8年 3月1日	告示の日 から30 日間	和歌山市新和歌 浦	令和8年 3月1日 から令和 10年8 月31日 まで	団体漁業権	新規漁業権	
和区第 620号	西牟婁郡白 浜町堅田地 先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によっ て囲まれた区域 基点第231号 西牟婁郡白浜町、畠島東端に設置した標識 ア 基点第231号から113° - 40' 410mの点 イ 基点第231号から113° - 40' 1, 010mの点 ウ 基点第231号から129° - 45' 1, 000mの点 エ 基点第231号から129° - 45' 640mの点 オ 基点第231号から142° - 00' 660mの点 カ 基点第231号から142° - 00' 1, 050mの点 キ 基点第231号から148° - 00' 1, 100mの点 ク 基点第231号から155° - 40' 360mの点	なし	令和8年 3月1日	告示の日 から30 日間	-	令和8年 3月1日 から令和 10年8 月31日 まで	個別漁業権	新規漁業権	
和区第 621号	西牟婁郡白 浜町堅田地 先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田、長崎の鼻基部から東へ27mのところ に設置した標識 ア 基点第219号から346° - 15' 710mの点 イ 基点第219号から32° - 50' 300mの点 ウ 基点第219号から32° - 50' 110mの点 エ 基点第219号から327° - 35' 650mの点	なし	令和8年 3月1日	告示の日 から30 日間	-	令和8年 3月1日 から令和 10年8 月31日 まで	個別漁業権	新規漁業権	
和区第 622号	西牟婁郡白 浜町堅田地 先	第一種区画漁業	かき垂下式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれ た区域 基点第231号 西牟婁郡白浜町、畠島東端に設置した標識 ア 基点第231号から95° - 00' 380mの点 イ 基点第231号から103° - 45' 780mの点 ウ 基点第231号から113° - 40' 775mの点 エ 基点第231号から113° - 40' 410mの点 オ 基点第231号から155° - 40' 360mの点 カ 基点第231号から158° - 45' 255mの点	なし	令和8年 3月1日	告示の日 から30 日間	-	令和8年 3月1日 から令和 10年8 月31日 まで	個別漁業権	新規漁業権	